

# 農業をはじめるあなたに

## Step 1 技術を習得

技術を習得する研修期間中の  
資金を支援



## Step 2 経営を開始

新たに農業経営を開始する者に  
資金を支援



## Step 3 経営を発展

経営発展のための機械・施設等の  
導入を県と連携して支援



2023年度版

農林水産省

九州農政局経営支援課

# Step 1 技術を習得

## ～ 技術を習得する研修期間中の資金を支援（就農準備資金）～

県が認める農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間、月12.5万円（年間最大150万円）を交付します。

農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、要件を全て満たす方が対象です。

### 【主な要件】

- ① 就農予定時の年齢が原則49歳以下であること
- ② おおむね1年以上（1年につきおおむね1,200時間以上）研修すること
- ③ 研修終了後1年以内に以下のいずれかで就農すること
  - ・ 独立・自営就農し、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
  - ・ 農業法人等に雇用されて就農すること
  - ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
- ④ 研修期間中は、常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

※ 以下の場合は返還となります。

- ・ 適切な研修を行っていない場合
- ・ 研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合 等

### よくある質問



Q 最寄りの研修機関等を知りたいのですが、何処で調べたらよいですか？

A 「農業をはじめ.jp」よりエリアや営農作目を絞って検索することが可能です。

URLはこちら <https://www.be-farmer.jp/study/>

Q 研修修了後に親族（三親等以内）の農業経営を継承する場合、全ての経営を継承する必要がありますか？

A 一部継承も可能ですが、研修終了後1年以内に独立・自営就農をし、持続的な農業経営が成り立つ計画を立てていただく必要があります。



## Step2 経営を開始

### ～ 新たに農業経営を開始する者に資金を支援(経営開始資金)～

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、月12.5万円(年間最大150万円)を交付します。

農業経営を始めて間もない方で、要件を全て満たす方が対象です。

#### 【主な要件】

- ① 就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること
- ② 独立・自営就農であること
  - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
  - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
  - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
  - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
  - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親族等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入や経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること
- ④ 就農する市町村の目標地図に位置づけられていること(見込みも可)、人・農地プランに中心経営体として位置付けられていること(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること

※ 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入することが必要です。(見込みも可)

※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※ 以下の場合には返還となります。

- ・ 適切な営農活動を行っていない場合
- ・ 交付終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合等

#### よくある質問



Q 要件の中にある認定新規就農者とはどういった人ですか？

A 新たに農業経営を営む青年等で、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた人のことです。

認定新規就農者について詳しくはこちら

[https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/nintei\\_syunou.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html)



## Step2 経営を開始(つづき)

～ 新たに農業経営を開始する者に資金を支援(経営開始資金)～

### よくある質問



Q 研修期間中に就農準備資金の交付を受けていますが、就農準備資金を受けた後は経営開始資金の交付の対象になりますか？

A 就農準備資金を受けた後、独立・自営就農をする場合は交付の対象となりますが、農業法人等への雇用就農する場合は交付の対象とはなりません。

Q 以前、農業法人に雇用されていたことがあります、自分で農業経営を始める場合は経営開始資金の対象になりますか？

A 雇用されていた農業法人において農業経営に関わっていない場合は対象となります。

Q 親族等の経営を継承する場合の要件となっている新規参入者と同等の経営リスクについて、もう少し具体的に教えてください。

A 新規参入者と同等の経営リスクは、

- ・新規作目の導入

親族等が従来より栽培をしていない作目の取組

- ・新技術の導入

新技術とは一定の収量の増加、品質の向上、コスト削減や省力化などにつながる取組

- ・経営の多角化

新たな販路の開拓や直売、輸出、農産物加工、観光農園や農家レストラン等の取組などで市町村から認められた取組です。

Q すでに交付を受けていますが、途中で夫婦型に変更することはできますか？

A 夫婦型に変更することは可能です。ただし、交付期間については市町村への変更承認申請をされた日から、先に交付を受けていた方の交付終了日までとなります。



# Step3 経営を発展

## ～ 経営発展のための機械・施設等の導入を県と連携して支援 (経営発展支援事業)～

新規就農される方に、機械・施設等導入に係る経費の上限1,000万円(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)に対し、県支援分の2倍を国が支援します。

(国の補助上限1/2) 例) 国支援1/2 県支援1/4 自己負担1/4

令和4年度又は令和5年度中に農業経営を開始し、要件を全て満たす方が対象です。

### 【主な要件】

- ① 就農予定時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること
- ② 独立・自営就農であること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上または付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると交付主体に認められること
- ④ 就農する市町村の目標地図に位置づけられていること(見込みも可)、人・農地プランに中心経営体として位置づけられていること(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 自己負担分の経費について、金融機関から融資を受けること

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象経費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象経費上限は次のいずれか低い額となります。

- ① 2,000万円
- ② 経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は、1,000万円(夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額)として合算した額

### よくある質問



Q 具体的にどういった取組を支援してもらえますか？

A 支援となる取組は

- ①トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の導入
- ②育苗施設、集出荷施設(選果機)、畜舎など設備の導入
- ③ビニールハウスの整備
- ④家畜の導入や果樹・茶の新植・改植
- ⑤簡易な基盤整備(区画整理、畦畔の除去)などが対象となります。

例えば、1000万円の施設を導入する場合の負担額は以下のとおり

施設代 1000万円		
国支援 500万円	県支援 250万円	自己負担 250万円

※ 自己負担の250万円は、金融機関から融資を受ける必要があります。



## ～農業をはじめめる前にチェックしてほしい3つのコンテンツ～

### ・ 農業をはじめめる.JP



日本中の就農に関する  
情報が集まるポータル  
サイト

### ・ 新・農業人ハンドブック

具体的に就農を検討しはじめた方は、  
必ず読んでおきたい冊子



### ・ 農業の魅力発信コンソーシアム



憧れや目標の農家となるような  
「ロールモデル農業者」の紹介

3つのコンテンツの紹介はこちらから

